

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について  
(お願い)

標記につきまして、経済産業省石油流通課より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、消費者が入居前にその賃貸集合住宅のLPガス料金を知る機会が与えられていない状況にあり、入居の時にLPガスの供給契約を締結する際、消費者側がLPガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざるを得ない状況であることを受け、別添1のとおり、取引適正化の課題があるとのこと及び料金透明化の観点から、当協会に周知依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、下記の趣旨及び別紙のLPガス販売事業者宛の依頼内容をご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、経済産業省からは、国土交通省に対しても、不動産業者への周知の依頼を行っており、国土交通省からは別添3のと通りの周知依頼文書が発出されました。

なお、同様の内容が以下のホームページにも掲載されております。

◎経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

- ・集合賃貸住宅におけるLPガス料金の透明化

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_chintai/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_chintai/index.html)

記

LPガス事業者が自らLPガスを供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既に供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」などにより予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供する。

添付資料

別添1 賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い「(全L協宛)」

別添2 賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み「(流通課作成)」

別添3 「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について」周知依頼「(国交省発出)」

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 笠間、瀬谷、岩田